歩行養成30期・リハ養成7期(平成12年度)までの変遷と現状(1)

ー平成13年度からの指導者養成2年課程を前にしてー

日本ライトハウス養成部

芝田裕一*

はじめに

歩行養成(厚生省委託歩行指導者養成課程)は、昭和45年度(1970:第1期)に、アメリカ海外視覚障害者財団(American Foundation For Overseas Blind:AFOB、現、Helen Keller International:HKI)の援助を得(日本ライトハウスとの共催)、厚生省・文部省の後援のもとに、「視力障害者(児)歩行訓練指導員研修会」という名称で開催され、その2年後の昭和47年度(1972:第2期)から、厚生省委託となって、毎年、開催されてきた。

その後、期間、内容等の変遷があり、1年の上半期(4～10月)で実施する歩行養成は平成12年度(2000)で第30期を迎え、また、平成6年度(1994)から開始した下半期で実施するリハ養成(厚生省委託リハビリテーション指導者養成課程)は第7期を迎える(歩行養成・リハ養成を併せて1年課程、総称して社会適応訓練指導者養成コースという)。日本ライトハウス(養成部)では、厚生省の委託でこれらの養成を実施してきているが、後述するように平成13年度からは、この歩行養成・リハ養成を統合し、内容を充実させて新たに2年課程とするため、ひとつの区切りとして現在までの指導者養成の変遷と現状と、それに加えて新しい2年課程の概要を述べておきたい。

Ⅰ.歩行養成の現在の概要

歩行養成は、既に述べたように昭和45年度から開始し、昭和46年度は開催

*しばたひろかず　日本ライトハウス養成部
〒538-0042 大阪市鶴見区今津中2-4-37　TEL06-6961-5521　FAX06-6961-6268

されなかったが、翌昭和47年度から厚生省委託として、毎年開催されている。

1. 実施の概要

1）名称・目的・期間

(1)名称――「厚生省委託歩行指導者養成課程・社会適応訓練指導者養成前期基礎コース」

(2)目的

視覚障害リハビリテーションの基礎、及び社会適応訓練指導者として必要な基礎的知識、加えて歩行訓練の指導技術を学習する（平成12年度：歩行第30期の場合)。

(3)期間――4月～10月

2）応募資格

(1)本養成課程を積極的に受講しようという意欲のある者

(2)人格的に指導者として適している者

(3)大学卒業以上で大学教養課程程度の英語・心理学等の知識を有している者（大学成績証明書添付。但し、短大卒業者は筆記テスト等により選考。4年生大学以上の卒業者は必要に応じて筆記テスト等を実施して選考）

(4)両眼で矯正視力が0.8以上で視野に支障のない者（眼科診断書添付）

(5)原則として、22歳～35歳で心身共に健康な者（健康診断書添付）

3）受講者の選考

選考は応募締め切り後、書類選考、テスト・面接（必要に応じて電話によって実施）によって実施している。以下のような基準がある。

①視覚障害リハビリテーション関係施設、盲学校等の施設職員を優先に選考するが、選考のため面接（必要に応じて電話によって実施）を行い、必要に応じて推薦書の提出を求めることがある。また、施設職員であっても短大（それに準ずる専門学校）卒業者は筆記テスト及び、面接を実施する。

②上記の施設職員以外の者は、選考のため筆記テスト及び面接を実施する。

4）視覚障害リハビリテーション関係施設、盲学校等の施設職員を対象

歩行養成は、当初、現任の視覚障害リハビリテーション関係施設、盲学校等の施設職員を対象として開始された。それまでの例外はあるが、期間を4か月から6か月に延長し、内容も充実させ、名称を「歩行指導員養成講習会」から「歩行指導者養成課程」に変更した平成4年の第22期から一般からも受講を認めるようになった。しかし、基本は視覚障害リハビリテーション関係施設、盲学校等の施設職員を優先にするという方針で選考は行われている。

なお、盲学校は形式上は文部省の管轄であり、厚生省の委託としての事業の対象にそぐわないとも考えられ、外部からそのような意見も聞かれたが、視覚障害児・者の歩行訓練は基本的には一貫したものであるため、日本ライトハウス（養成部）の判断で視覚障害リハビリテーション関係施設と同等に扱っており、これは今後も変更する予定はない。

5）歩行指導者という名称

一般に「歩行訓練士」、「歩行指導員」などとよばれてはいるが、公式な名称ではなく、また、統一されていないため歩行養成では「歩行指導者」としている。

2.「基礎コース」について

名称・目的にあるように、「歩行指導者養成」となってはいるが、実質は視覚障害リハビリテーションの基礎を学習する基礎コースであり、その中に歩行訓練の指導法が付加されているものである。一般に、歩行訓練の指導法を学習すれば歩行訓練ができると考えられがちであるが、視覚障害リハビリテーション、及び生活訓練（社会適応訓練と同義語）の概要と基礎を学習せずに歩行訓練の指導を行うことは視覚障害児・者にとって有益ではない。つまり、視覚障害リハビリテーションにおける社会リハビリテーションの中の生活訓練のひとつとしての歩行訓練という位置付けを指導者がしっかり踏まえて歩行訓練を実施しなければならないし、それは、他のコミュニケーション・日常生活動作訓練なども同様である（図1）。

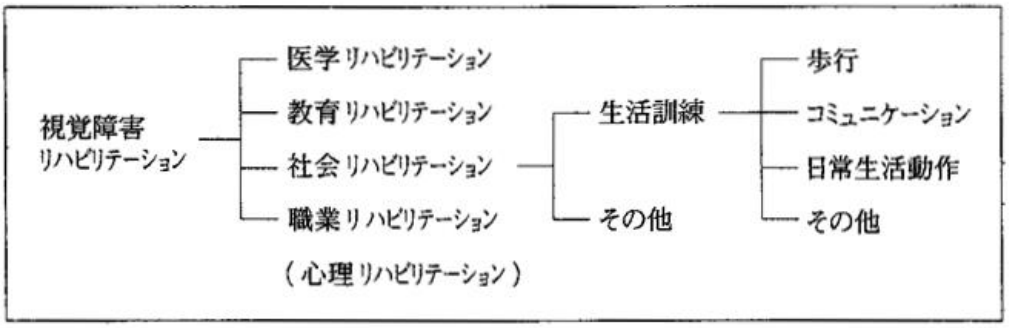

図1　視覚障害者リハビリテーションにおける生活訓練の位置づけ
心理リハビリテーションは、4つの各リハビリテーションを支える意味で（　）付きとしている。

また、歩行養成を基礎コースとしたのは、確実に理解しておかないと視覚障害リハビリテーション・生活訓練が実施できず、なおかつ、ケースによって多様で、そのため理解をするのが非常に困難な視覚障害の能力における障害（WHOがいうディスアビリティー）を理解するには、まず最初に視覚障害者の行動、すなわち、歩行を障害体験（アイマスクによる歩行、歩行養成では歩行実技という）、講義、訓練見学、実習によって理解しておかなければならないからである。換言すれば、その他のコミュニケーションや日常生活動作等の生活訓練、職業訓練、関連研究だけでは、真の意味での視覚障害の能力における障害の理解は難しい（芝田、1997）。

3. 歩行養成各期別の修了者等

表1は歩行養成（第1期～第30期：修了者総数414名；男273名、女141名）各期ごとの修了者数、平均年齢、実施期間を表している。

Ⅱ. 歩行養成第30期の内容

変遷をかさねてきた歩行養成であるが、その例として、平成12年度厚生省委託歩行指導者養成課程（歩行第30期、社会適応訓練指導者養成前期基礎コース）の内容を次に掲げる。

表 1-1　歩行養成各期ごとの修了者数，平均年齢，実施期間（1期～15期）

期	年　度		修了者数	；男	：女	平均年齢	実施期間
1	1970	昭和45	12	12	0	30.7	7月 6日 ～ 9月29日
2	1972	昭和47	13	11	2	24.4	7月24日 ～ 9月13日
3	1973	昭和48	14	13	1	25.7	7月 6日 ～ 9月14日
4	1974	昭和49	14	10	4	28.0	7月15日 ～ 9月14日
5	1975	昭和50	22	19	3	27.1	7月14日 ～ 9月22日
6	1976	昭和51	16	12	4	25.1	7月19日 ～ 9月 9日
7	1977	昭和52	16	13	3	27.5	7月18日 ～ 9月 7日
8	1978	昭和53	14	8	6	25.6	8月18日 ～12月22日
9	1979	昭和54	10	7	3	28.4	8月20日 ～12月19日
10	1980	昭和55	14	7	7	27.7	8月18日 ～12月17日
11	1981	昭和56	16	11	5	28.7	8月17日 ～12月16日
12	1982	昭和57	10	7	3	27.4	8月 9日 ～12月15日
13	1983	昭和58	12	5	7	26.3	8月 8日 ～12月14日
14	1984	昭和59	13	10	3	29..8	8月 6日 ～12月12日
15	1985	昭和60	13	11	2	27.2	8月 5日 ～12月13日

表 1-2　歩行養成各期ごとの修了者数，平均年齢，実施期間（16期～30期）

16	1986	昭和61	10	6	4	29.4	8月 7日 ～ 12月17日
17	1987	昭和62	10	6	4	27.9	8月11日 ～ 12月18日
18	1988	昭和63	11	7	4	27.8	8月10日 ～ 12月16日
19	1989	平成 元	17	16	1	29.9	8月 7日 ～ 12月15日
20	1990	平成 2	12	9	3	27.9	8月 6日 ～ 12月14日
21	1991	平成 3	12	7	5	31.4	8月 7日 ～ 12月13日
22	1992	平成 4	17	9	8	26.5	5月 7日 ～ 10月16日
23	1993	平成 5	14	6	8	30.3	4月12日 ～ 9月24日
24	1994	平成 6	12	9	3	28.3	4月11日 ～ 9月22日
25	1995	平成 7	16	8	8	26.6	4月10日 ～ 9月22日
26	1996	平成 8	14	6	8	30.1	4月10日 ～ 10月 4日
27	1997	平成 9	16	8	8	30.6	4月 9日 ～ 10月 3日
28	1998	平成10	15	8	7	29.1	4月 8日 ～ 10月 2日
29	1999	平成11	11	5	6	27.3	4月 7日 ～ 10月 1日
30	2000	平成12	18	8	10	27.9	4月11日 ～ 10月 6日
合計：修了者総数 414名：男性 273名：女性 141名							

1. 要綱の前文

要綱の前文には、歩行養成の内容とその受講にあたっての留意事項を掲載している。それは、この養成の内容が施設を含む一般社会に知られていない場合があるからである。一部を修正して次にその全文をそのまま掲載する。

「本養成課程は、大学卒業者を対象とした教育課程（学校に類似したもの）でその養成内容と職務内容は教員に類似したものです。そのため受講希望者には、基礎的な学力と指導者としての資質をあらかじめ有していることが必要です。本養成課程に応募する場合、あるいは、施設が職員に本課程を受講させようと考える場合、下記のことがらに留意して下さい。

記

(1)本養成課程は「歩行指導者養成課程」となってはいますが、要綱の目的にもありますように、視覚障害リハビリテーション、社会適応訓練の基礎を学習することを第一義とし、歩行指導技術を第二義とする課程（社会適応訓練指導者養成前期基礎コース）です。歩行指導技術以前に視覚障害リハビリテーション、社会適応訓練の基礎の習得が必要であり、それを重要視した課程であるということを受講にあたって明記しておいて下さい。

(2)歩行訓練は社会適応訓練のひとつですが、その社会適応訓練は、視覚障害リハビリテーションの中の社会リハビリテーションの中に位置付けられ、その内容には、歩行訓練以外に、コミュニケーション訓練、日常生活動作訓練の2つがあります。

現在は、歩行だけでなく、社会適応訓練全般の指導者が必要とされており、歩行以外の2つの訓練（コミュニケーション、日常生活動作）等の指導技術と視覚障害リハビリテーション、社会適応訓練の応用を習得できる、後期応用コースであるリハ養成（厚生省委託リハビリテーション指導者養成課程、社会適応訓練指導者養成後期応用コース）もあわせて受講をお考え下さい。

(3)受講資格の中に、「大学卒業以上で大学教養課程程度の英語・心理学等の知識を有している者」という項がありますが、基礎的な学力があるものとして本課程はすすめられますので、学力的に低いと受講者自身が苦労する

だけでなく、成績いかんによっては修了できないことがありますのでご注意下さい。

(4)遂行しなければならない課題が多いため長時間の自習が必要です。そのため受講希望者には6か月間にわたって学習するという意欲が必要です。

(5) 実施内容の中に「歩行実技」がありますが、アイマスクによる歩行体験のため受講者の中には非常に苦労する場合があります。受講が決定したら、当方から指示しますが、前もって体験しておくことが必要です。

(6)本養成課程は受講生に専門的知識や技術についての指導が中心です。そのため、人格的に指導者としてふさわしい方が応募するようにして下さい。

(7)厚生省の指示により、視覚障害リハビリテーション関係施設、盲学校等の施設職員を優先的に受講者として選考し、定員に満たない場合、施設職員以外の者を筆記テスト・面接によって選考します。

(8)歩行訓練以外にもガイドヘルパーや手引きのボランティアによって視覚障害者の歩行を援助することができます（養成講習会の受講が必要)。各役所の障害福祉担当、または社会福祉協議会へおたずね下さい。

2. 実施内容

この実施内容、以降の3. 講義系科目内容、4. 歩行実技内容、5. ビデオ学習・見学研修内容・日程、6. 歩行養成第30期日程は歩行養成を開始するにあたって受講生に配布されるものをベースに削除、付加をしたものである。

1) 歩行養成をすすめるにあたって

①本養成課程は、大学卒業者を対象とした教育課程（学校に類似したもの）でその養成内容と職務内容は教員に類似したものである。そのため受講者には基礎的な学力と指導者としての資質をあらかじめ有していること、あるいは獲得しようと努力することが必要である。

②視覚障害リハビリテーションの理解の前提として、さらに指導者となるための前提として、ヒトの理解（心理・生理・病理)、社会の理解（現状・歴史・心理)、社会人としての知識の理解の3点が重要であり、それらに関することを講義の中でふれていく。

後述する指導者養成の理念に加えて、以上の２点を受講生に説明しておく。

2）目的

目的は記述済みであるのでここでは省く。なお、本課程の名称は歩行指導者養成課程となっているが、以上の目的のように基礎知識の習得を第１義としている。そのため、本課程ではこの分野での経験を持つ施設職員も受講しているが、基礎からの指導を前提とする。

3）実施期間：

平成12年４月11日（火）～10月６日（金）

毎週月曜日～金曜日、９：00～17：00

①前期：４月11日（火）～８月14日（月）

②後期：８月23日（水）～10月６日（金）

（施設実習：８月23日：月～９月26日：火）

4）受講の心得

①本養成課程を積極的に受講しようという意欲があること。

受講資格の中に「大学卒業以上で大学教養課程程度の英語・心理学等の知識を有している者」という項があるが、基礎的な学力があるものとして本課程はすすめられるので、成績いかんによっては修了できないことがある。

遂行しなければならない課題が多いため長時間の自習が必要である。そのため受講生には６か月間にわたって学習するという意欲が必要である。

②人格的に指導者として適していること。

本養成課程は受講生に専門的知識や技術についての指導が中心なため人格的に指導者としてふさわしい者を対象としている。さらに、指導者としてより適切な能力（性質を含む）が獲得できるよう努力することが必要である。

5）費用

①受講費：無料

②教材費：全期間を通じて、90,000円。但し、施設実習にかかわる費用は含んでいない。

6）受講中と修了について

①受講中の欠席：受講中、受講生の私用による欠席、また、所属施設の業務

は認められない。原則として全日出席することを修了の最低条件とする。但し、病欠の場合は、その時の当方の判断によって修了可能かどうかを決定する。

②修了について：本養成課程の所定の課程を受講の上、必要な課題を遂行し、さらに、テストに合格して視覚障害リハビリテーションの基礎、及び社会適応訓練指導者として必要な基礎的知識、加えて歩行訓練の指導技術を学習した者に対しては修了式において厚生省より修了証書を授与する。

7）担当教官（養成部職員）

①芝田裕一　（養成部長）
②鶴見朝子　（養成部教官）
③堀内恭子　（養成部教官）
④和角輝美子（養成部教官）
⑤広瀬茂　　（養成部教官）

8）科目内容（合計116.5日、816時間、入講日午前、及び修了日全日は除く）

(1)講義系科目

1. 視覚障害リハビリテーションセミナー（252時間）

各科目に関連した、あるいはそれ以外のことがらについて、講義（講座）・ビデオ学習によって解説し、また、見学研修・グループ研究・論文指導等の実施、基礎実習、施設実習等についてのディスカッションを通して視覚障害者のリハビリテーションや歩行訓練をいろいろな角度から分析検討する。なお、当セミナーに関するレポート、筆記テスト以外の他の科目についてのレポート、筆記テストも当セミナーで実施する。

2. 視覚障害リハビリテーション論　(30時間)
3. 生活訓練論　　(20時間)

目的、及びコース名等には「社会適応訓練」となってはいるが、2年課程からは、これらを厚生省が使用している同義語の「生活訓練」に変更するため、講義名も平成11年度（歩行第29期）までは社会適応訓練論であったものを、平成12年度（歩行第30期）からは生活訓練論としている。

4. 学習心理学（心理・生理学概論）(14時間)

5. 認知心理学（心理・生理学概論）（12時間）
6. 心理・生理学概論　（14時間）

このうち、学習心理学、及び認知心理学は心理・生理学概論に入れるべきものであるが、範囲が広いため、独立した科目となっている。

7. 眼科学　（17時間）
8. 運動学　（6時間）
9. 歩行訓練基礎論　（50時間）

歩行訓練をすすめるにあたって、その基本的な考え方と指導の留意点を一般的な見地（中途視覚障害の全盲者を対象として）から論じる。

10. 弱視者訓練論（訓練応用論）　（18時間）
11. 訓練応用論　（10時間）

視覚障害のケース別、訓練のタイプ別のいわゆる各論的な解説を訓練応用論で実施する。但し、弱視者訓練論は範囲が広いので訓練応用論から独立させている。

12. 歩行環境論　（10時間）

視覚障害者の歩行は、①視覚障害者の歩行能力、②社会の理解、③道路・交通等の環境の3つの要素から成り立っている。本講義ではこのうちの視覚障害者の受皿的存在となる、②と③に主眼を置き、視覚障害者中心ではなく、社会を中心としたその問題点、課題、解決策、アイディア等、また、視覚障害リハビリテーションに携わる者の社会への対応、啓発、要望などもあわせて考えていく。

13. 歩行地図論　（5時間）

(2)実践系科目

14. 歩行実技　（117時間）

アイマスク・弱視シミュレーションレンズを装着した状態で、技術、地図的操作、環境認知、身体行動、情報の利用の5つの歩行能力に関する歩行体験を実施する。

この歩行実技は、この歩行養成の重要な科目の一つであり、歩行訓練の指導方法を学習するだけでなく、視覚障害（主に、能力における障害）を学習

するために欠くことができない。そのため、教官1名と受講生1名のマンツーマン方式で行い（養成部教官5名が担当するため、同時間に歩行実技を行っている受講生は最多で5名ということになる）、その他、歩行している受講生の歩行実技見学も併せて実施する。だから、受講生数に比して教官数が少ないからといって、受講生が他のアイマスクをしている受講生の歩行実技を指導するというようなことはこの段階では行わない。それは、養成の最後の方で実施する基礎実習で行うことになる。

しかし、上記のように受講生数に比して教官数が少ないので受講生全員をまとめて実施する場合と2組のグループに分けて実施する場合がある（「6. 歩行養成第30期日程」では、A・B、あるいはC・Dのグループ別となっている）。そのグループ別で実施する場合、ひとつのグループに歩行実技を実施し、もうひとつのグループには、ビデオ学習・見学研修（視覚障害リハビリテーションセミナー）を実施する（その詳細は「5. ビデオ学習・見学研修内容・日程」を参照）。それを交替して行う。

15. 基礎実習　（70時間）

基礎実習は、後述する施設実習に備えるためのもので、あらかじめ設定された課題についてアイマスクをした他の受講生に対する歩行訓練を実施する。また、歩行指導者の業務として必要である晴眼者に対する手引き、屋内歩行、ファミリアリゼーションなどの体験歩行訓練（いずれもアイマスクによる）もこの科目で行う。

その他、現地ファミリアリゼーション実習、口頭ファミリアリゼーション実習、及び弱視者視覚評価表作成実習を実施する。このファミリアリゼーションとは、未知地域における道順、区画、めじるし等の環境に対する初期説明のことである。なお、実習計画・評価やレポートの提出、それについての発表を行い、視覚障害リハビリテーションセミナーでディスカッションを実施する。

16. 施設実習　（168時間）

ひとつの視覚障害関係施設（入所型・在宅型）に1～2名の受講生の実習をお願いし、施設における視覚障害児・者の歩行訓練の指導実習（見学を含

む）を行う。受講生は実習実施前にその施設の担当教官に訓練計画を提出し、さらに、その実習計画・評価と訓練見学レポートを週ごとの日程表とあわせて養成部に随時、提出する。なお、施設実習終了後、報告書を作成して実習報告会で発表する。

(3)その他の科目

17. 自主研究（研究論文）　（3時間）

視覚障害関係について課題を1つ選択し、自習・自己研修の時間を利用して自主研究をする。その成果として、6000字程度の論文をワープロ・パソコンで作成し、研究発表会を設けて発表をする。この自主研究では、論文の主題だけでなく、書き方、発表方法等についても指導する。

3. 講義系科目内容

以下は講義系科目の内容とその講師名である。

1）視覚障害リハビリテーションセミナー

(1)講座1　芝田裕一（日本ライトハウス養成部長）

①日本ライトハウスの組織
②視覚障害関係用語の解説
③研究論文の書き方
④視覚障害者数（実態調査から）
⑤指導者のあり方
⑥視覚障害リハビリテーション関係用語（英語）
⑦障害体験実施の留意点とその指導
⑧ガイドヘルパーの養成
⑨医療研修会について
⑩復習とまとめ

(2)講座2

①施設職員の心得　木塚泰弘（日本ライトハウス理事長）

(3)ビデオ学習

(4)見学研修

施設見学の後、レポートを提出する。その内容について必要に応じて講義・ディスカッションをする。

この他、施設実習期間の適切な時間に、実習施設以外の他施設の見学をすることができる（見学は自由）。

＜見学先＞

①日本ライトハウス第1～3生活訓練部

②日本ライトハウス盲導犬訓練部（行動訓練所）

③京都ライトハウス鳥居寮

④国立神戸視力障害センター

⑤大阪府立盲学校

⑥豊中市立障害福祉センターひまわり

⑦大阪警察病院眼科

なお、平成11年度まででは、近畿地方では、これ以外に大阪市身体障害者団体協議会、大阪府視覚障害者福祉協会等への見学も実施した。

(5)グループ研究

指定したテーマの中から1つを選択し、グループで研究・討議をする。それについて要旨を作成して発表し、それについてディスカッションを実施する。

(6)論文指導・研究発表会（自主研究）

骨子、及び論文を作成して提出し、必要に応じてその内容・記述について指導する。研究発表会では要旨を作成して発表し、それについてディスカッションをする。

(7)実習報告会

施設実習についてその概要について要旨を作成して発表し、それについてディスカッションを行う。

(8)その他

①白杖作成

②筆記テスト（他の科目を含む）

③ディスカッション

ビデオ学習、施設見学、各講義、筆記テスト、グループ研究、実習報告、研究発表、さらに、基礎実習として実施する弱視者機能的視覚評価作成実習、現地ファミリアリゼーション実習、口頭ファミリアリゼーション実習など、対象は養成課程全般にわたる。

④ガイダンス

養成課程全体、見学研修、各課題、基礎実習、施設実習、医療研修会など。

2）視覚障害リハビリテーション論

(1)視覚障害者のリハビリテーション　芝田裕一

(2)視覚障害者福祉の現状　鶴見朝子（日本ライトハウス養成部教官）

(3)視覚障害児・者教育の現状　堀内恭子（日本ライトハウス養成部教官）

3）生活訓練論

(1)生活訓練総論　芝田裕一

(2)コミュニケーション訓練　和角輝美子（日本ライトハウス養成部教官）

(3)コミュニケーション機器の訓練　広瀬茂（日本ライトハウス養成部教官）

(4)日常生活動作訓練（アイマスクでの食事を含む）　堀内恭子

4）学習心理学（心理・生理学概論）

(1)学習心理学の基礎　和角輝美子

(2)指導法　芝田裕一

5）認知心理学（心理・生理学概論）

(1)認知心理学の基礎　和角輝美子

(2)認知心理学と視覚障害　芝田裕一

①物体知覚

②感覚の分類

6）心理・生理学概論

(1)心理・生理学概論1　芝田裕一

①概念

②遺伝

(2)心理・生理学概論2　　和角輝美子

①行動の生理学的基礎

②記憶と忘却

③パーソナリティ

④糖尿病の基礎

7) 眼科学

(1)眼の構造と眼疾患1　　和角輝美子

(2)眼の構造と眼疾患2　　西川憲清（大阪警察病院眼科部長）

(3)眼科と視覚障害　　芝田裕一

8) 運動学

(1)歩行と走行のバイオメカニクス　　後藤幸弘（兵庫教育大学教授）

(2)運動学と視覚障害　　広瀬茂

9) 歩行訓練基礎論

(1)歩行訓練基礎論　　芝田裕一

10) 弱視者訓練論（訓練応用論）

(1)弱視者訓練総論　　芝田裕一

(2)弱視者とコミュニケーション　　堀内恭子

11) 訓練応用論

(1)視覚障害児訓練の基礎と盲学校における歩行訓練　　芝田裕一

(2)在宅型による訓練総論　　芝田裕一

(3)在宅型による訓練の事例　　鶴見朝子

12) 歩行環境論

(1)社会の理解と歩行環境　　芝田裕一

(2)歩行補助具　　広瀬茂

13) 歩行地図論

(1)地図に関する留意点　　芝田裕一

(2)地図と歩行訓練　　鶴見朝子

3. 歩行実技内容

1）歩行実技のすすめ方

(1)歩行実技実施前に、その時の実技内容、歩行方法について講義する。

(2)適宜、歩行実技をビデオカメラで撮影し、後日、それを全員で見ることによってアイマスクによる歩行方法、例としての実際の歩行訓練の指導法等について解説・指導する。

(3)その日の歩行実技終了後に、レポートを担当教官に提出する。

(4)基本的には教官１名に対して受講生２名１組で実施し、１名の受講生が歩行実技を行っている時、もう１名はその実技を見学する（歩行実技はマンツーマンで指導するということは既に述べた)。

2）留意点

(1)実技中、受講生どうしの白杖があたった時はお互いに声をかけ合い、よける。

(2)受講生の見学中の注意事項

①教官の側にいて歩行者への注意事項や指導を聞いておく。

②教官を追い越して教官と歩行者の間を歩かない。

③歩行者がサウンドシャドウ（耳のそばに遮蔽物があって聞きにくい状態になること）になるような位置にいない。

④他の通行者、車等の通行の障害になるような位置にいない（一般社会への配慮)。

(3)カサの持参について――基本的には、歩行者が自分のカサを持つようにする（見学者はその歩行している受講生のカサは持たない)。その場合、カサをさすかささないかは歩行者本人が判断する。雨が降りそうな時は必ずカサを持参する。

3）歩行実技の内容（カリキュラム）

周知のように、実際の視覚障害児・者の歩行訓練は、そのケース、その歩行環境、その目的・ニーズ等に応じて個別のカリキュラムが作成されるものであるため、この歩行実技のカリキュラムは参考にはならない。これは、あくまで指導者養成のためのものである。

(1)単元1 手引き・屋内歩行

第 1 課 手引き1

第 2 課 手引き2、手引き1の復習、屋内歩行技術（手による伝い歩き、手による防御、方向のとり方）

第 3 課 手引き3、手引き時の白杖の持ち方（含む溝の横断）、白杖の置き方、復習（手引き・屋内歩行技術）

(2)単元2 住宅街歩行

第 4 課 タッチテクニック

第 5 課 白杖による防御、自動車乗降、復習（手引き・屋内歩行・タッチテクニック）

第 6 課 復習（タッチテクニック）

第 7 課 スライド法、復習（タッチテクニック）

第 8 課 白杖による伝い歩き、復習（スライドとタッチ）

第 9 課 障害物回避、走行中の自転車・自動車回避

第10課 騒音時の歩行、障害物・自転車・自動車回避の復習

第11課 歩車道の区別のない交差点横断（基礎）

第12課 復習

第13課 踏切横断、交差点横断のための基礎的能力：運動感覚、聴覚＝視覚障害者のリハビリテーションと生活訓練（一指導者養成用テキスト一、芝田、2000）p137、歩車道の区別のない交差点横断の注意事項の(5)の①、②、③

第14課 歩道のある交差点横断

第15課 一旦入り込む交差点横断（ＳＯＣ）

第16課 総復習

第17課 白杖による段差発見、階段昇降、混雑地での歩行

(3)単元3 ファミリアリゼーション

第18課 廊下ファミリアリゼーション（現地）

第19課 室内ファミリアリゼーション（現地）

第20課 ルートファミリアリゼーション（現地）

第21課 ルートファミリアリゼーション（現地）

(4)単元4 準繁華街歩行

第22課 住宅街・準繁華街歩行

第23課 住宅街歩行復習、ルートファミリアリゼーション（口頭）

第24課 歩道のある交差点横断、信号の利用、基礎的能力＝聴覚：視覚障害者のリハビリテーションと生活訓練（前出）p145、歩車道の区別のある交差点横断の注意事項の(6)の②、③、④

第25課 歩道のある交差点横断、信号の利用

第26課 歩道のある交差点横断、信号の利用

第27課 準繁華街歩行復習、ルートファミリアリゼーション（口頭）

第28課 住宅街・準繁華街歩行総復習、ルート立案

第29課 住宅街・準繁華街歩行総復習、ルート立案

第30課 住宅街・準繁華街歩行総復習、ルートファミリアリゼーション(口頭)

第31課 住宅街・準繁華街歩行総復習、ルート立案

(5)単元5 繁華街歩行

第32課 地域（道路名）ファミリアリゼーション（現地）

第33課 バス乗降、エスカレーターの利用（エレベーター）

第34課 電車乗降

第35課 電車乗降

第36課 交通機関を利用した応用歩行（ハインズブレイク、援助依頼）

第37課 交通機関を利用した応用歩行（ハインズブレイク、援助依頼）

(6)単元6 弱視シミュレーション

LV第1課 住宅街・準繁華街歩行

LV第2課 交通機関を利用した応用歩行

5. ビデオ学習・見学研修内容・日程

前述したように、歩行実技は一部を2つのグループに分けて実施することがあるが、これは、その時、歩行実技を受講していない方のグループに対するビデオ学習、見学研修の内容・日程である。

1）レポートについて

①その日のうちに提出する。

②記述について――「見学レポート」に記述し、その内容は以下を参照。提出する（見せる）ために書くのではなく、自分のノートとして記述する。用語の用い方、誤字には注意。このレポートは後日、返却する。

③ビデオ学習の記述内容――そのビデオの要旨と感想。以下のキーワード・概要を参考にする。

④訓練見学の記述内容――施設の見学の場合はその概要とコメント、訓練見学の場合は訓練名・指導員名・訓練の内容とそれに関するコメントを記述する。コメントとは、指導の参考となることがらや見学に際して質問した内容、その回答等とする。

2）ビデオ学習内容・日程

ビデオのタイトルの前にあるナンバーは各ビデオのラベルのものである。

4月17日（月）16～17

ビデオ学習0（受講生各自の健康管理）（計50分）

①2-1-5 ビタミン（3-14-00：万物創世紀）50分

キーワード・概要：5大栄養素（糖質、タンパク質、脂質、ミネラル、ビタミン）、13種類のビタミン、ビタミンの定義、身体のだるさは食生活の乱れ（ビタミン不足）、美容・貧血予防→C、集中力に関係→B_1・B_6・B_{12}、ダイエット→B_2、長寿（活性酸素）→A・C・E

4月19日（水）

ビデオ学習1（日本L、視覚、眼科、感覚：文献コピー集を持参・参照）（計119分）

①3-2-11 日本ライトハウス視覚障害リハビリテーションセンター紹介（含む盲導犬：4-24-96）－26分

②4-1-5 視覚－眼の調節機能－生体のしくみ－6分

キーワード・概要：屈折、視力、視野、視神経交叉、眼球運動

③4-1-6 視覚－光受容機能と色覚－生体のしくみ－6分

キーワード・概要：視細胞、視神経、順応、色覚、色覚異常

④4-1-4 感覚器のしくみと病気9わかりやすい医学の基礎知識シリーズー31分
キーワード・概要：感覚の分類、眼球器、屈折、視細胞、盲斑（盲点）、視神経交叉、眼球付属器、眼筋、視力検査、視野異常、白内障、緑内障、網膜疾患、その他の疾患、耳の構造と疾患、嗅覚、味覚、皮膚感覚

⑤4-1-1 目の成人病Ⅱ白内障・緑内障Ⅱ－20分
キーワード・概要：白内障；薬物療法、手術（嚢内摘出術、嚢外摘出術、ケルマン乳化吸引術）、人工水晶体、緑内障；眼圧、盲点、虹視症、視野狭窄、薬物療法、手術（レーザー）

⑥1-3-1 嗅覚障害、味覚障害（9-1、2-99：きょうの健康、各15分）－30分

4月21日（金）
ビデオ学習2（眼科：文献コピー集を持参・参照）（計127分）

①1-2-1 疲れ目（発掘あるある大事典：KTV：2-6-00）－52分
キーワード・概要：目からの情報は85%（?）、中心性脈絡膜炎、6つの外眼筋（アングル筋）、毛様体筋（ピント筋）→1m以内は筋緊張、1時間の作業で15分の休憩が必要、瞳孔括約筋・散大筋（シャッター筋）→強い光は脳に悪影響、ドライアイ→まばたき・涙

②1-2-2 アレルギーの治療 目の病気（00：きょうの健康）－15分
キーワード・概要：結膜炎、アトピー性皮膚炎、アトピー性白内障、網膜剥離、好酸球

③1-2-10 白内障、緑内障、網膜剥離、中心性網膜炎（10-98：きょうの健康、各15分）－60分

4月24日（月）
ビデオ学習3（糖尿病：文献コピー集、糖尿病関連の資料を持参・参照）（計124分）

①4-1-7 内科医のための眼疾患の診かたー眼科最新情報－54分
キーワード・概要：原因、分類、診断、治療、白内障；細隙灯顕微鏡、超音波水晶体乳化吸引術、緑内障；眼圧、視野検査（動的、静的）、網膜剥離；レーザー光凝固、冷凍凝固、バックリング手術、糖尿病網膜症；増殖網膜症

②1-1-10糖尿病一歩手前（NHK疲労回復テレビ8-94）－40分

キーワード・概要：血糖値、予防と治療

③1-1-16糖尿病690万人気付かぬうちにあなたを襲う（クローズアップ現代：3-19-98）－30分

キーワード・概要：境界型と動脈硬化、その対策

4月26日（水）

ビデオ学習4（糖尿病：文献コピー集、糖尿病関連の資料を持参・参照）（計119分）

①1-1-9糖尿病＝原因と症状、恐い合併症、最新の治療（きょうの健康、2-94）－45分

キーワード・概要：BMI＝体重kg/(身長m)^2

②1-1-17糖尿病の合併症（網膜症、神経障害、腎臓障害、動脈硬化）（きょうの健康：3-19-99）－60分

キーワード・概要：3大合併症、高血糖、グリコヘモグロビン、レーザー治療、知覚まひ、左右対称性・単一性の神経障害、血圧コントロール、糸球体、アルブミン尿、クレアチニン、透析療法、心筋梗塞、脳梗塞

③ノボ：低血糖にそなえて（3-25-99）－14分

キーワード・概要：血糖値、低血糖の原因と対処、グルカゴン注射

5月1日（月）

ビデオ学習5（糖尿病他：文献コピー集、糖尿病関連の資料を持参・参照）（計115分）

①ノボ：より良い血糖コントロールをめざして－NIDDMのインスリン療法導入編－改訂版（3-99）－47分

キーワード・概要：合併症、ｲﾝｽﾘﾝ療法、血糖値、QA（低血糖、シックデイ、食前に注射、注射針の処理）

②ノボ：より良い血糖コントロールをめざして－実践編－改訂版（3-25-99）－18分

キーワード・概要：インスリンと血糖コントロール、インスリン製剤、低血糖

③1-3-7 生と死を見つめて－低体温療法の衝撃－(2-2-97：NHK スペシャル)
－50 分

キーワード・概要：日大板橋病院、脳の温度、蘇生限界点、神経細胞、活性酸素、クモ膜下出血、免疫力の低下、肺理学療法

5月8日（月）

ビデオ学習6（脳生理、老化）（計 148 分）

①2-1-1 脳の神秘－未知なる生命ヒト5（2-4-00：海外ドキュメンタリー NHK)
－44 分

キーワード・概要：ニューロン（神経細胞)、化学物質（伝達物質)、視覚－脳の 1/4 は視覚に当てられている・脳で物を見ている、視覚野は後頭葉、直立・道具の使用－350 万年以上前に人類は直立歩行を開始・親指の発達、記憶－物語に置き換えての記憶、社会適応－自分以外の人間とのつきあい、意識－分離脳（脳梁の分離)、一つの身体に2つの指令塔

②2-1-3 脳が世界をつくる－知覚－ 脳と心第二集(11-14-93：NHK スペシャル)
－1時間

キーワード・概要：岩下哲士（右脳が欠損、両眼の左半分の視野欠損)、MRI (核磁気共鳴装置)、視交叉、両眼視（3次元)、脳でものを見る、脳磁計（MEG)、大脳新皮質、神経細胞（ニューロン)、シナプス、前頭葉、後頭葉、側頭葉、部分と集合、五感のかかわり、先天視覚障害児・者でも後頭葉が働く（千葉盲)、上側頭葉（感覚情報を束ねる)、注意と視床（情報の中継所・フィルター)

③2-1-2 老いを生きる―未知なる生命ヒト6 (2-11-00：海外ドキュメンタリー NHK)
－44 分

キーワード・概要：視覚の老化、焦点－水晶体・黄斑部中心窩・眼球移動、水晶体の老化、モネの絵画からみる老化（水晶体）した場合の見え方、皮膚の老化－日光、テストステロンと毛髪、聴覚－耳小骨（あぶみ骨他)・前庭窓・蝸牛・有毛細胞、高周波から聞き取りにくくなる、老化―細胞のコピーによる劣化・活性酸素（フリーラジカル)

5月10日（水）

ビデオ学習7（脳生理、運動他）（計146分）

①2-1-13天才達の現実と神秘（10-28-97：万物創世紀）－51分

キーワード・概要：天才の脳、脳の発達、天才と幸福、サヴァン症候群

②2-1-15筋肉ー理想のからだを作る方法ー（5-14-98：万物創世紀）－45分

キーワード・概要：筋肉のメカニズム；遅筋（赤筋）と速筋（白筋）、肩こり、腰痛

③2-1-16環境ホルモン汚染ー人間の生殖に何が起きているかー（10-9-98：NHKスペシャル）－50分

キーワード・概要：ワニへの影響、不活発な精子、内分泌かく乱科学物質（ビスフェノールA他）

5月12日（金）

ビデオ学習8（感覚・知覚・認知）（計128分）

①2-2-10感覚の不思議を探る認知科学（8-21-99：サイエンスアイ、NHK）－45分

キーワード・概要：アゲハチョウが見る世界ー色の理解とその学習が可能・6角形の個眼が片眼で12000個・脳より大きい視葉・5種類の視細胞（紫外線、紫、青、緑、赤、ヒトは3種類）・ヒトの見えない色も見える、視覚の死角を探るー注意と情報の選択・形より色に強く反応する・機械の設計等につながる研究、小鳥の歌の法則を解き明かすー歌に文法がある、聴覚の不思議を探るーカクテルパーティー効果・音量の大きいものが聞き取りやすいわけではない・文のとぎれた部分が雑音であれば一つの文として脳は理解する

②2-2-6動体視覚（野球でボールを打つ）（3-13-97：万物創世紀一部）－15分

③2-2-5動物の超感覚（4-96：万物創世紀）－18分

キーワード・概要：ヒトは視覚優位、他の感覚優位の動物

④2-2-7クジラだけが知っている（10-10-98：NHKスペシャル：海 ⑤）－50分

キーワード・概要：クジラ・イルカの聴覚

5月15日（月）

ビデオ学習9（感覚・知覚、性格、ボディーイメージ）（計142分）

①2-2-8嗅覚：香り・匂い一心に語りかけるモノー（9-1-98：万物創世紀）－52分

キーワード・概要：古い脳（本能）、匂いと情報処理、嗅覚のメカニズム、匂いと動物、嗅覚障害

②2-2-1性格－あなたの知らない本当の自分－（5-18-99：万物創世紀）－45分

キーワード・概要：YG性格検査、文章完成法テスト、オオカミに育てられた少女、一卵生双生児、環境、出生順序（長子、中間子、末っ子、一人っ子）

③2-2-3愛の決断－シャム双生児と両親の3年（NHK）－45分

キーワード・概要：ボディーが変化した時のボディーイメージ

5月17日（水）

ビデオ学習10（発達）（計112分）

①2-2-9赤ちゃん・いのちの誕生（3-23-99：万物創世紀スペシャル）－1時間52分

キーワード・概要：脳の発達（シナプス）、身体の発達、遺伝

5月19日（金）

ビデオ学習11（老化）（計145分）

①3-1-1痴呆症3 治療はどこまで可能か（9-15-90：NHKスペシャル）－45分

キーワード・概要：痴呆症の原因と治療、THA、神経伝達物質（アセチルコリン）、脳への感覚的刺激、看護婦の言葉使い（青梅慶友病院）、脳のリハビリテーション、スウェーデンのグループ住宅、過去の記憶との連携、ソマトスタチン（神経細胞の成長をおさえる物質）、人間的ふれあい

②3-1-2寝たきり老人を減らせ－アメリカ・健康な高齢社会への挑戦（7-11-99：NHKスペシャル）－50分

キーワード・概要：アメリカの寝たきり老人は日本の1/5、ヘルシーピープル計画（1980～）・健康的に生活できる期間をのばす（健康寿命）、ワシントンハウス（バージニア）、左足を骨折したヘレン・ヴィーマン（91歳）に対するリハ・衣服の着脱・立つ・歩行・筋力（腕・脚）、リハ＋介護の方が介護だけより安価で精神的にも良い、デューク大（ノースカロライナ）・安

価と精神的にも良いという理由から予防を重要視する、ホールインホールシニアセンター（バージニア）・在宅高齢者のための健康増進

③3-1-6 縛られない老後ーある介護病棟の挑戦ー（11-7-99：NHK スペシャル）
ー50分

キーワード・概要：抑制廃止福岡宣言、正信会水戸病院（福岡県須恵町）ー内科28床、介護療養型病棟135床（高齢者に長期治療を実施する病棟）、老人保健施設100床（治療を終了した高齢者のリハ施設）、水戸病院の宣言ー物理的な抑制の全面廃止・言葉による抑制廃止、老人保健施設では夜間は50人の入所者を2名のスタッフが担当（国の基準）、福岡宣言（10の病院）は九州・沖縄・山口の55の病院に広がる

5月22日（月）・24日（水）

ビデオ学習12（盲学校、視覚障害）（計136分）

①3-2-6 大阪市立盲学校紹介（12-96）ー19分

②3-2-2 盲学校の子供たちにレスリングを（ハローニッポン：7-29-99：NHK）
ー20分

③3-2-3 不屈の出発（津軽三味線）（NHK）ー45分

キーワード・概要：進藤正太郎、盲学校、視覚障害児・者の進路、視覚障害者のアビリティー

④3-2-4 盲目テナーの歌（11-14-99：ドキュメント99：YTV）ー52分

キーワード・概要：新垣勉、生い立ちー沖縄・米軍兵士の父・助産婦のミスにより失明・祖母が養育、視覚障害・過酷な生い立ちによる心の傷・被害者意識の受容と超越、許すこころ、ありのままの自分の受け入れ、No.one → Only one（練馬区中村橋）

ビデオ学習13（視覚障害、盲導犬）（計130分）

①3-2-15 音に光を見た（梯剛之）（1-28-99：NHK クローズアップ現代）
ー30分

キーワード・概要：埼玉在住、ロン・ティボー国際コンクール2位（ピアノ）、生後10か月で失明（小児ガン）、点字楽譜使用（あるいは、母親が片手ずつ弾いて伝える）、豊かな楽曲に対する想像力、地元の幼稚園・小学校に通

う（6歳で歌の伴奏）、中学校はウィーンの音楽学校、自然を聴覚、皮膚感覚、嗅覚で感じる、指揮者がピアノをたたいての合図、雲梯（うんてい：恐がっていた幼稚園の遊具）より演奏の方が楽、色を音にたとえての理解

②3-3-1 さよならバディ（映画）－1時間40分

キーワード・概要：盲導犬、シーングアイ（アメリカの盲導犬訓練施設）の創設

6月5日（月）・7日（水）

ビデオ学習14（視覚障害）（計131分）

①3-2-10 ヘレン・ケラー（100人の20世紀：ABC：2-13-00）－21分

キーワード・概要：1880年アラバマ州タスカンビアでHelen Adams Keller誕生、父アーサー・母ケイト・兄2人、高熱のため三重苦となる（1歳）、アメリカの視覚障害者・聴覚障害者あわせて210万人、アニーサリバンによる教育（指話を開発）、パーキンス盲学校（ボストン）→ニューヨークの盲学校→普通校→1904年ハーバード大学女子部を卒業（24歳）・在学中に「わたしの生涯」を執筆、政治的・人道的運動に参加、36歳の時秘書のピーターフェイガンとの初恋・周囲の反対、ヘレンの手をサリバンの口と鼻に置くことによってその話が理解できる、障害者福祉の向上に尽力、1937（昭12）・1948（昭23）、1955（昭30）年の3回来日（岩橋武夫が招へい）、1968年6月1日没（87歳）

②3-3-2 暗くなるまで待って（映画）－1時間50分

キーワード・概要：視覚障害者のアビリティー、メディアが描くリアルな視覚障害者

3）見学研修内容・日程

以下以外の見学研修は予定表を参照。

5月26日（金）・5月29日（月）見学研修1：京都ライトハウス鳥居寮

5月31日（水）・6月 2 日（金）見学研修2：京都ライトハウス鳥居寮

6月 9 日（金）・6月12日（月）見学研修3：日本ライトハウス第3生活訓練部

6月14日（水）・6月16日（金）見学研修4：国立神戸視力障害センター

6月19日（月）・6月21日（水）見学研修5：国立神戸視力障害センター

6月23日（金）・6月30日（金）見学研修6：日本ライトハウス盲導犬訓練部（行動訓練所）

6月26日（月）・6月28日（水）見学研修7：日本ライトハウス第1・2生活訓練部

6. 歩行養成第30期日程

表2は歩行養成第30期日程である。この表2での講義名（省略名）は、講義系科目内容を参照。また、歩行実技のA・B、C・Dと分かれているのは、前述したように受講生数が多く、全員まとめて実施できないためである。実技を実施していない時のグループは、「5. ビデオ学習・見学研修内容・日程」で述べたようにビデオ学習・見学研修を行う。

Ⅲ. リハ養成の現在の概要

リハ養成は、前述のように平成6年度から厚生省委託として毎年開催されている。

1. 実施の概要

1）名称・目的・期間

(1)名称――「厚生省委託リハビリテーション指導者養成課程・社会適応訓練指導者養成後期応用コース」

(2)目的

視覚障害リハビリテーションの応用、及び社会適応訓練指導者として必要な応用的知識、加えてコミュニケーション訓練、日常生活動作訓練等の指導技術を学習する（平成12年度：リハ第7期の場合)。

(3)期間――10月～3月

2）応募資格

(1)本養成課程を積極的に受講しようという意欲のある者

(2)厚生省委託歩行指導者養成課程（歩行養成；社会適応訓練指導者養成前期基礎コース）修了者（修了証書のコピー添付)、及び同年の受講希望者（歩行養成と併せて申し込むこと)。

表 2-1　歩行養成第30期日程（1）

月	火	水	木	金
4/10	11 1115～入講式 13～17 セミナー(ガイダンス)	12 915～1215 実技 1 1315～16 実技 2 16～17 セミナー(白杖作成)	13 915～1215 実技 3 1315～16 実技 4 16～17 セミナー(レポート作成)	14 915～1215 実技 5 1315～16 実技 6 16～17 セミナー
4/17 915～1215 実技 7 1315～16 実技 8 16～17 セミナー(VTR学習)	18 915～1215 歩基論(芝田) 1315～17 セミナー(芝田:論文) リハ(芝田)	19 915～1215 実技 9A 1315～16 実技 9B 16～17 セミナー	20 915～1215 歩基論(芝田) 1315～17 認知(芝田:物知、感覚) 概念(芝田:概念)	21 915～1215 実技 10B 1315～16 実技 10A 16～17 セミナー　(懇親会)
4/24 915～1215 実技 11A 1315～16 実技 11B 16～17 セミナー	25 915～1215 リハ(鶴見) 1315～17 リハ(芝田)	26 915～1215 実技 12B 1315～16 実技 12A 16～17 セミナー	27 915～1215 学習(和角) 1315～17 歩基論(芝田)	28 915～1215 リハ(芝田) 1315～16 実技 13 16～17 セミナー
5/1 915～1215 実技 14B 1315～16 実技 14A 16～17 セミナー	2 915～1215 眼科(和角) 1315～17 リハ(芝田)	3　憲法記念日	4　国民の休日	5　こどもの日
5/8 915～1215 実技 15A 1315～16 実技 15B 16～17 セミナー	9 915～1215 眼科(和角) 1315～17 セミナー(芝田: 指導者のあり方) 生訓(芝田)	10 915～1215 実技 16C 1315～16 実技 16D 16～17 セミナー	11 915～1215 学習(和角) 1315～17 生訓(芝田)	12 915～1215 実技 17B 1315～16 実技 17A 16～17 セミナー
5/15 915～1215 実技 18D 1315～16 実技 18C 16～17 セミナー	16　論文骨子提出 915～1215 眼科(和角) 1315～17 生訓(芝田)	17 915～1215 実技 19C 1315～16 実技 19D 16～17 セミナー	18 915～1215 認知(和角) 1315～17 生訓(芝田)	19 915～1215 実技 20A 1315～16 実技 20B 16～17 セミナー
5/22 915～1215 実技 21C 1315～16 実技 22C 16～17 セミナー	23 915～1215 リハ(鶴見) 1315～1615 眼科(西川)	24 915～1215 実技 21D 1315～16 実技 21D 16～17 セミナー	25 915～1215 認知(和角) 1315～17 歩基論(芝田)	26 915～1215 実技 23A 1315～16 実技 24A 16～17 セミナー
5/29 915～1215 実技 23B 1315～16 実技 24B 16～17 セミナー	30 915～1215 リハ(鶴見) 1315～17 眼科(芝田)	31 915～1215 実技 25A 1315～16 実技 26A 16～17 セミナー	6/1 915～1215 認知(和角) 1315～17 概論(芝田:遺伝) 歩基論(芝田)	2 915～1215 実技 25B 1315～16 実技 26B 16～17 セミナー
6/5 915～1215 セミナー(芝田:用語) 1315～16 実技 27C 16～17 セミナー	6 915～1215 リハ(堀内) 1315～17 セミナー(芝田:用語)	7 915～1215 歩基論(芝田) 1315～16 実技 27D 16～17 セミナー	8 915～1215 展論(和角:糖尿病) 1315～17 生訓(和角、広瀬: コミュニケーション)	9 915～1215 実技 28A 1315～16 実技 29A 16～17 セミナー
6/12 915～1215 実技 28B 1315～16 実技 29B 16～17 セミナー	13 915～1145 歩基論(芝田) 1315～17 生訓(堀内:日常: アイマスクによる食事)	14 915～1215 実技 30A 1315～16 実技 31A 16～17 セミナー	15 915～1215 概論(和角) 1315～17 歩基論(芝田)	16 915～1215 実技 30B 1315～16 実技 31B 16～17 セミナー
6/19 実技 32C(以降 大阪市内) 実技 33C(以降 大阪市内)	20 915～1215 歩基論(芝田) 1315～17 歩基論(芝田)	21 実技 32D(以降 大阪市内) 実技 33D(以降 大阪市内)	22 915～1215 概論(和角) 1315～1545 運動(広瀬) 16～17 歩基論(芝田)	23 実技 34C 実技 35C
6/26 実技 34D 実技 35D	27 915～1215 歩基論(芝田) 1315～17 学習(芝田)	28 実技 36C 実技 37C	29 915～1215 展論(和角) 1315～17 学習(芝田)	30 実技 36D 実技 37D

表 2-2　歩行養成第30期日程（2）

月	火	水	木	金
7/3 915～1215 実技 LV 1 1315～16 実技 LV 2 16～17 セミナー	4 915～1145 運動（後藤） セミナー（大阪府立盲学校見学 14～17）	5 915～1215 歩基論（芝田） 1315～17 弱視（堀内）	6 915～1215 弱視（堀内） 1315～17 セミナー（障害体験，ガイヘル）	7 基礎実習（現地FAM） セミナー（障害体験，ガイヘル） 歩基論（芝田）
7/10 915～1215 歩基論（芝田） 1315～17 セミナー（医療研修会） 応用（芝田：在宅）	11 セミナー・基礎実習（医療研修会） セミナー・基礎実習（医療研修会）	12 セミナー・基礎実習（医療研修会） セミナー・基礎実習（医療研修会）	13 セミナー・基礎実習（医療研修会） セミナー・基礎実習（医療研修会）	14 915～1215 セミナー 1315～17 歩基論（芝田）
7/17 915～1215 弱視（芝田） 1315～17 弱視（芝田）	18 基礎実習 13～15 弱視（芝田） 15～17 基礎実習（LV評価表下見）	19 基礎実習 13～15 環境（芝田） 15～17 基礎実習（LV評価表作成）	20　海の日	21 915～1215 セミナー（LV評価発表） 1315～17 セミナー（LV評価発表） 環境（芝田）
7/24　論文提出 915～1215 環境（広瀬） 基礎実習	25 基礎実習 13～15 環境（芝田） 15～17 基礎実習（口頭FAM下見）	26 基礎実習 13～15 環境（芝田） 15～17 基礎実習（口頭FAM作成）	27 基礎実習 セミナー（大阪警察病院眼科見学 14～17）	28 915～1215 セミナー（口頭FAM発表） 1315～17 セミナー（口頭FAM発表、基礎実習ディスカッション）
7/31 セミナー（論文返却個別指導、グループ研究準備）	8/1 セミナー（論文返却個別指導、グループ研究準備）	2 基礎実習 13～17 地図（鶴見） 応用（鶴見）	3 915～1215 地図（芝田） 基礎実習	4 915～1215 リハ（芝田：講習） 基礎実習
8/7 基礎実習 セミナー（豊中市立障害福祉センターひまわり見学 14～17）	8 基礎実習 基礎実習	9 915～1215 セミナー（グループ研究発表） 1315～17 セミナー（同上）	10 基礎実習 基礎実習	11 915～1215 セミナー（基礎実習ディスカッション） 13～14 セミナー（木塚） 14～17 セミナー（芝田）
8/14　前期終了 振替休日 〈前期の日曜日，後期に予定している土曜日の手引き指導実習の分〉	〈8/22まで夏季休暇〉	8/23　後期開始 施設実習（基礎実習）	24 施設実習（基礎実習）	25 施設実習（基礎実習）
8/28 施設実習（基礎実習）	29 施設実習（基礎実習）	30 施設実習（基礎実習）	31 施設実習（基礎実習）	9/1 施設実習（基礎実習）
9/4 施設実習（基礎実習）	5 施設実習（基礎実習）	6 施設実習（基礎実習）	7 施設実習（基礎実習）	8 施設実習（基礎実習）
9/11 施設実習（基礎実習）	12 施設実習（基礎実習）	13 施設実習（基礎実習）	14 施設実習（基礎実習）	15　敬老の日
9/18 施設実習（基礎実習）	19 施設実習（基礎実習）	20 施設実習（基礎実習）	21 施設実習（基礎実習）	22 施設実習（基礎実習）
9/25 施設実習（基礎実習）	26 施設実習（基礎実習）	27 自己研修 13～17 応用（芝田）	28 915～1215 応用（芝田） 1315～17 セミナー（実習報告会）	29 915～1215 セミナー（実習報告会） 1315～17 セミナー（実習報告会）
10/2 915～1215 セミナー（実習報告会） 1315～17 セミナー（研究発表会）	3 915～1215 セミナー（研究発表会） 1315～17 セミナー（研究発表会）	4 915～1215 セミナー（研究発表会） 1315～17 セミナー（研究発表会）	5 915～1215 セミナー（芝田：まとめ） 1315～17 セミナー（芝田：まとめ）	6 1315～修了式

(3)心身共に健康な者（健康診断書添付）

なお、以上は従来の応募資格であるが、リハ養成は受講希望者は減少傾向にあるため平成12年度に限り、歩行養成の修了者に限らないという窮余の策を講じ、以下のようになっている。

①本養成課程を積極的に受講しようという意欲のある者
②人格的に指導者として適している者
③大学卒業以上で大学教養課程程度の英語・心理学等の知識を有している者
④心身共に健康な者（健康診断書添付）
⑤視覚障害リハビリテーション関係施設、盲学校等の施設職員の場合、以下のようになる。

まず、基礎コースである歩行養成を受講・修了し、その後、リハ養成（応用コース）に応募することが望ましい。

歩行養成を修了せずにリハ養成の応募は可能。但し、リハ養成は応用コースのため受講希望者は視覚障害リハビリテーション関係施設で3年以上就業している経験者とする。

歩行養成修了者はその経験年数にかかわらずリハ養成に応募できる。

⑥視覚障害リハビリテーション関係施設、盲学校等の施設職員以外の者は、前もって歩行養成（基礎コース）を受講・修了しておかねばならない（歩行養成と同年度に受講を希望する場合、歩行養成と併せて申し込むこと）。

3）リハビリテーション指導者という名称

歩行訓練以外の生活訓練を総称する一般的な名称はなく、アメリカでは、これらの訓練の指導者を「リハビリテーションティーチャー」とよんでいるため、ここからこの養成では「リハビリテーション指導者」としている。

2.「応用コース」について

リハ養成が開始されるまでの、「歩行指導員養成講習会」（平成3年度、歩行第21期まで）、及び「歩行指導者養成課程」（平成4年度、歩行第22期から）の間は、歩行養成という名称であっても、視覚障害リハビリテーション・生活訓練の基礎と応用を可能な限り網羅する内容であった。それは、すでに

述べた（前記、「基礎コース」について参照）ことが理由である。

しかし、リハ養成が開始されることで、歩行養成を基礎課程、リハ養成を応用課程として内容を分割することができた。さらに、リハ養成が開始されるまでの歩行養成では、その概要しかふれられなかった歩行訓練以外の生活訓練、すなわち、コミュニケーション・日常生活動作訓練等の指導法をも講義することができた。

3. リハ養成各期別の修了者等

表3はリハ養成（第1期～第7期：修了者総数68名；男28名、女40名、第7期は修了見込み）の各期ごとの修了者数、平均年齢、実施期間を表している。

表3　リハ養成各期ごとの修了者数，平均年齢，実施期間

期	年　度		修了者数	；男	：女	平均年齢	実施期間
1	1994	平成 6	10	3	7	33.9	10月24日 ～3月 3日
2	1995	平成 7	13	6	7	30.6	10月23日 ～2月22日
3	1996	平成 8	11	6	5	31.6	10月16日 ～2月21日
4	1997	平成 9	10	4	6	32.4	10月15日 ～2月20日
5	1998	平成10	9	4	5	30.8	10月14日 ～2月19日
6	1999	平成11	8	2	6	27.0	10月13日 ～2月25日
7	2000	平成12	7	3	4	25.0	10月17日 ～3月 2日
合計：修了者総数 68名：男性 28名：女性 40名							

Ⅳ.リハ養成第７期の内容

歩行養成同様、リハ養成の例として、平成12年度厚生省委託リハビリテーション指導者養成課程（リハ第７期、社会適応訓練指導者養成後期応用コース）の内容を次に掲げる。

1.実施内容

この実施内容、以降の2.科目内容、3.リハ養成第７期日程はリハ養成を開始するにあたって受講生に配布されるものをベースに削除、付加をしたものである。

1）目的

目的は既述したのでここでは省く。

2）実施期間

平成12年10月17日（火）～平成13年3月2日（金）

毎週月曜日～金曜日、9：00～17：00

①前期：10月17日～12月21日

②後期：１月9日～3月2日

（施設実習；１月９日～２月16日）

3）受講の心得

本養成課程を積極的に受講しようという意欲があること。受講者には約5か月間にわたって学習するという意欲が必要である。

4）費用

①受講費：無料

②教材費：全期間を通じて、70,000円。但し、施設実習にかかわる費用は含んでいない。

5）受講中の欠席と修了について：

①受講中の欠席：これは「Ⅱ.歩行養成第30期の内容」で掲載したのでここでは省略する。

②修了について：本養成課程の所定の課程を受講の上、視覚障害リハビリテーションの応用、及び社会適応訓練指導者として必要な応用的知識、加え

てコミュニケーション訓練、日常生活動作訓練等の指導技術を学習した者に対しては修了式において厚生省より修了証書を授与する。

6）担当教官（養成部職員）

これは「Ⅱ.歩行養成第30期の内容」と同様、5名である。

7）指導内容（合計84.5日、592時間、入講日午前・修了日は除く）

1. 視覚障害リハビリテーションセミナー（151時間）
（モーワットセンサー指導員養成講習会受講を含む）
2. 視覚障害関係論（11時間）
3. 生活訓練基礎論（153時間）

コミュニケーション訓練、日常生活動作訓練、レクリエーション・スポーツ、弱視眼鏡等に関する一般的な指導概念・方法について実技と講義で解説する。

4. 生活訓練応用論（32時間）

視覚障害のケース別、訓練のタイプ別等の指導、考え方について解説する。

5. 施設実習（242時間）

歩行養成と同様、ひとつの視覚障害関係施設（入所型・在宅型）に1～2名の受講生の実習をお願いし、施設における視覚障害児・者の歩行訓練を含む生活訓練の指導実習（見学を含む）を行う。受講生は実習実施前にその施設の担当教官に訓練計画を提出し、さらに、その実習計画・評価と訓練見学レポートを週ごとの日程表とあわせて養成部に随時、提出する。なお、施設実習終了後、報告書を作成して実習報告会で発表する。

また、必要に応じて基礎実習を実施する。

6. 自主研究（研究論文）（3時間）

内容は、「Ⅱ.歩行養成第30期の内容」に同じ。

2. 科目内容

以下は科目の内容、及び担当講師名である。

1）視覚障害リハビリテーションセミナー

(1)講座　芝田裕一（日本ﾗｲﾄﾊｳｽ養成部長）

①研究論文の書き方

②ガイドヘルパーの養成

③基礎講習会について

(2)見学研修

レポートの提出等に関しては、Ⅱ.歩行養成第30期の内容に記したものと同様である。

＜見学先＞

①日本ライトハウス盲人情報文化センター
（西事業所、ＩＣＣＢ、点字図書館）

②日本ライトハウス点字情報技術センター
（盲人情報文化センター東事業所、ＴＥＣＴＩ、点字出版所）

③日本ライトハウス生活訓練部（第１～3）

④日本ライトハウス職業訓練部

⑤日本ライトハウス授産部

⑥日本ライトハウス盲人ホーム部（大阪盲人ホーム）

⑦京都ライトハウス船岡寮（盲老人ホーム）

⑧光道園（重複障害者施設）

⑨大阪市立盲学校（盲学校）

⑩大阪市身体障害者スポーツセンター

(3)研究発表会（自主研究）

(4)モーワットセンサー指導員養成　面高雅紀（日本ﾗｲﾄﾊｳｽ第3生活訓練部長）他
講習会（受講）

(5)その他（ディスカッション、レクリエーション等行事参加、他）

2）視覚障害関係論

(1)視覚障害児の空間認知　山本利和（大阪教育大学教授）

(2)精神医学　仲野實（ﾅｶﾉ・花ｸﾘﾆｯｸ院長）

(3)聴覚と皮膚感覚　和角輝美子（日本ﾗｲﾄﾊｳｽ養成部教官）

3）生活訓練基礎論

(1)コミュニケーション訓練１（点字）坂本美磨子（日本ﾗｲﾄﾊｳｽ第3生活訓練部指導員）
和角輝美子

(2)コミュニケーション訓練2（機器）	鶴見朝子（日本ﾗｲﾄﾊｳｽ養成部教官）
(3)日常生活動作訓練1（総論）	藤原静江（日本ﾗｲﾄﾊｳｽ第2生活訓練部指導員）
(4)日常生活動作訓練2（身辺処理）	堀内恭子（日本ﾗｲﾄﾊｳｽ養成部教官）
(5)日常生活動作訓練3（調理）	堀内恭子
(6)弱視眼鏡	田辺正明（日本ﾗｲﾄﾊｳｽ第3生活訓練部主任）
(7)スポーツ（レクリエーションを含む）	広瀬茂（日本ﾗｲﾄﾊｳｽ養成部教官）
4）生活訓練応用論	
(1)ケースワーク	
①ケースワーク総論	鶴見朝子
②第2生訓でのケースワークの事例	迫田等（日本ﾗｲﾄﾊｳｽ第2生活訓練部主任）
③第3生訓でのケースワークの事例	武田泰彦（日本ﾗｲﾄﾊｳｽ第3生活訓練部指導員）
(2)訓練の展開	
①先天視覚障害者の指導	芝田裕一
②聴覚障害を伴う視覚障害者のリハビリテーション	鶴見朝子
③知的障害を伴う視覚障害者のリハビリテーション	和角輝美子
④慢性疾患による視覚障害者のリハビリテーション	福嶋正治（日本ﾗｲﾄﾊｳｽ第2生活訓練部部長）
(3)視覚障害者の現状と課題	
①視覚障害福祉の課題	木塚泰弘（日本ﾗｲﾄﾊｳｽ理事長）
②視覚障害者と情報	加藤俊和（日本ﾗｲﾄﾊｳｽﾘﾊｾﾝﾀｰ所長）
③介護保険の現状と課題	面高雅紀
④職業訓練の現状と課題	三宅康博（日本ﾗｲﾄﾊｳｽ職業訓練部長）

3. リハ養成第7期日程

表4はリハ養成第7期日程である。この表4での講義名は講義系科目内容を参照。また、☆印は盲学校教員対象の教育関係者視覚障害リハビリテーション研修会（文部省・全国盲学校長会後援、平成12年度は9月20日～12月8日）との合同講義である。

表 4-1　リハ養成第７期日程（1）

月	火	水	木	金
10/16	17 1115～入講式 13～17 セミナー（ガイダンス）	18 915～1015 セミナー（芝田） 1030～1215 基礎（坂本） 1315～17 基礎（堀内）	19 915～1145 基礎（田辺） 13～16 ケース（鶴見） 16～17 自己研修	20 915～1145 基礎（藤原） 13～17 基礎（堀内）
10/23 915～1145 基礎（和角） 13～17 基礎（鶴見）	24 915～1215 基礎（鶴見） セミナー（TECH見学 1330～17）	25 915～1015 セミナー（芝田） 1030～1215 基礎（坂本） 1315～17 基礎（堀内）	26 915～1145 基礎（田辺） 13～15 ケース（武田） 1515～17 基礎（和角） （終了後、教育研修との合同懇親会）	27 915～1145 基礎（藤原） 13～17 基礎（堀内）
10/30 915～1145 基礎（和角） 13～17 基礎（堀内）	31 セミナー（盲老人ホーム船岡寮 見学・実習） 10～12 講義 13～16 見学・実習	11/1 915～1015 セミナー（芝田） 1030～1215 基礎（坂本） 1315～17 基礎（堀内）	2 セミナー（授産部みかん狩り、手引き等実習）	3　文化の日
11/6 915～10 基礎（和角） 1015～1215 ケース（迫田） 1315～16 基礎（和角） 16～17 自己研修	7 セミナー（盲人ホーム見学 915～1030） 11～1215 基礎（鶴見） 1315～17 基礎（鶴見）	8 915～1015 セミナー（芝田） 1030～1215 基礎（坂本） 1315～17 基礎（堀内）	9 915～1145 基礎（田辺） 13～1345 基礎（和角） 14～17 関係（山本）☆	10 915～1145 基礎（藤原） 1330～1630 関係（仲野）☆
11/13 915～1145 展開（鶴見）☆ 13～17 関係（和角）	14 915～1215 基礎（鶴見） セミナー（ICCB見学 14～17）	15 セミナー（光道園見学・実習 PM～）	16 セミナー（光道園見学・実習）	17 セミナー（光道園見学・実習 ～AM）
11/20 915～1145 展開（和角）☆ 13～17 基礎（堀内） （終了後、会議室から図書室へ移動）	21 セミナー（大阪市立盲学校 見学 10～16）☆	22 基礎実習 （手引き指導実習：奈良）☆	23　勤労感謝の日 セミナー・基礎実習 （ライトハウス祭り：障害体験の指導実習 他）☆	24 基礎実習 （手引き指導実習：奈良）☆
11/27 915～1145 基礎（広瀬） 13～17 基礎（堀内）	28 915～1215 現状（加藤） 1315～17 セミナー（芝田：基礎講習会について、見学・基礎実習等のまとめ）☆ （終了後、会議室から図書室へ移動）	29 セミナー・基礎実習 （基礎講習会）☆	30 セミナー・基礎実習 （基礎講習会）☆	12/1 セミナー・基礎実習 （基礎講習会）☆
12/4 915～1145 基礎（広瀬） 13～17 展開（芝田）☆	5 915～1215 現状（面高） 1315～1415 セミナー（授産部見学） 1430～17 現状（三宅）	6 915～1015 セミナー（芝田） 1030～1215 基礎（坂本） 1315～17 基礎（堀内）	7 915～1145 現状（木塚） 13～17 セミナー （第1生訓見学）	8 915～1145 基礎（藤原） 13～17 セミナー （職業訓練部見学）
12/11 915～1145 基礎（鶴見） 13～16 基礎（堀内） 16～17 自己研修	12 915～1215 基礎（鶴見） 基礎（広瀬：障害者スポーツセンター見学 等）	13 915～1015 セミナー（芝田） 1030～1215 基礎（坂本） 1315～17 基礎（堀内）	14 915～1145 基礎（田辺） 13～17 基礎（広瀬）	15 915～1145 基礎（藤原） 13～17 基礎（堀内）
12/18 915～1145 展開（福嶋） セミナー（2調ボーリング、手引き等実習）	19 915～1215 基礎（鶴見） 1315～17 基礎（堀内）	20 915～1215 基礎（鶴見） 1315～17 セミナー（芝田）	21　前期終了 振替休日（11/23 分）	22

表4-2　リハ養成第7期日程（2）

月	火	水	木	金
1/8 成人の日	9 後期開始 施設実習（基礎実習）	10 施設実習（基礎実習）	11 施設実習（基礎実習）	12 施設実習（基礎実習）
1/15 施設実習（基礎実習）	16 施設実習（基礎実習）	17 施設実習（基礎実習）	18 施設実習（基礎実習）	19 施設実習（基礎実習）
1/22 施設実習（基礎実習）	23 施設実習（基礎実習）	24 施設実習（基礎実習）	25 施設実習（基礎実習）	26 施設実習（基礎実習）
1/29 施設実習（基礎実習）	30 施設実習（基礎実習）	31 施設実習（基礎実習）	2/1 施設実習（基礎実習）	2 施設実習（基礎実習）
2/5 施設実習（基礎実習）	6 施設実習（基礎実習）	7 施設実習（基礎実習）	8 施設実習（基礎実習）	9 施設実習（基礎実習）
2/12 建国記念日	13 施設実習（基礎実習）	14 施設実習（基礎実習）	15 施設実習（基礎実習）	16 施設実習（基礎実習）
2/19 セミナー（面高他：モーワットセンサー指導員養成講習会）	20 セミナー（面高他：モーワットセンサー指導員、養成講習会）	21 915～1215 基礎（鶴見） 1315～17 セミナー・基礎実習（モーワットセンサー）	22 915～1215 基礎（鶴見） 1315～17 セミナー（実習報告会）	23 915～1215 セミナー（実習報告会） 1315～17 セミナー（研究発表会、基礎講習会について）
2/26 セミナー・基礎実習（視覚障害リハビリテーション基礎講習会）	27 セミナー・基礎実習（視覚障害リハビリテーション基礎講習会）	28 セミナー・基礎実習（視覚障害リハビリテーション基礎講習会）	3/1 915～1215 セミナー（研究発表会） 1315～17 セミナー（研究発表会）（掃除、打ち上げ会）	2 1315～修了式

Ⅴ.指導者養成の基本的理念

指導者養成の基本的理念は、平成12年発行の「視覚障害者のリハビリテーションと生活訓練ー指導者養成用テキストー」（芝田、2000）の序第2章（p8～10）に記しているが、ここであらためて掲げ、若干の解説を加えておきたい。

1）養成の基本となる目的

指導者養成は、視覚障害児・者の利益の向上を第一の目的として、それを遂行するために実施する。

2）受講生の意欲

指導者養成が有意義な結果となるためには、受講生側の意欲がその50%を占めている（残りの50%は指導者側の指導力等）。受講生は意欲をもってこの養成に取り組まねばならないし、また、養成を実施する教官は、その意欲が前提であること、その意欲を大切にしなければならないことを忘れてはならない。

3）歩行養成は基礎課程、リハ養成は応用課程

歩行養成は、文字通り厚生省委託歩行指導者養成課程であり、歩行指導者を養成するとなっているが、その目的は「視覚障害リハビリテーションの基礎、及び社会適応訓練指導者として必要な基礎的知識、加えて歩行訓練の指導技術を学習する。」となっており、基礎的な知識を習得することを第一義としている。それは、視覚障害リハビリテーションの基礎を念頭において生活訓練（歩行訓練）を実施しなければならないからであり、それを理解せずに、歩行の指導技術を習得して指導しても、必ずしも視覚障害児・者の利益とはならないことがあるからである。そのため、名称は歩行養成となってはいるが、実質は基礎課程である。

同様に、リハ養成（厚生省委託リハビリテーション指導者養成課程）の目的は「視覚障害リハビリテーションの応用、及び社会適応訓練指導者として必要な応用的知識、加えてコミュニケーション訓練、日常生活動作訓練等の指導技術を学習する。」となっており、こちらは応用課程である。

その他、養成に準ずるものとして、教育関係者視覚障害リハビリテーショ

ン研修会（教育研修）がある。これは、文部省、及び全国盲学校長会の後援を得て、盲学校等教育機関に従事する教職員を対象に実施するもので、歩行養成とリハ養成の内容を短期間で指導するものであり、その目的は、「視覚障害リハビリテーションの全容を概括し、歩行、コミュニケーション、日常生活動作等の生活訓練の指導技術を学習する。」となっている。

＜既に述べたように、平成12年度は目的等には「社会適応訓練」を使用し、講義名では「生活訓練」を使用するというように変則的であるが、平成13年度からの新2年課程では「生活訓練」に統一する。＞

4）生活訓練を前提とした知識の指導

上記のように、歩行養成は基礎、リハ養成は応用であるが、その知識は、あくまで生活訓練を前提としたもの、生活訓練を指導するために必要とするものであり、それを指導する。そのため、研究機関等で研究される視覚障害リハビリテーションに関連する周辺知識は最小限に留める。特に、歩行養成は基礎課程であるので、大部分は内部講師（養成部教官）が担当する。

＜現在、各施設に従事しているような生活訓練の指導者になれることを目標に養成を行っているため、期間が限定されていることから、基礎科目において大学の教官等からの、場合によれば、視覚障害リハビリテーションとの関連性にふれられずになされる講義よりは、視覚障害リハビリテーションをふまえてその関連性とともにそれらを解説できる内部教官（生活訓練の指導者）による講義の方を重要視している。＞

5）柔軟性にケースに対応することを基本とした指導

受講生は、修了後、視覚障害児・者の指導にあたるわけだが、初任者は教科書にあるような形式的な指導になりがちである。このような画一的、教科書的な指導にならず、視覚障害児・者ひとりひとりに適した指導が考慮でき、実施できることを念頭において養成を行う。

この柔軟にケースに対応すること（柔軟性をフレキシビリティーという）を基本とした指導を学習することを目的に、以下の考え方、方法で養成を実施する。

6）普遍的で一般的な指導方法の教授

指導者の養成は、日本ライトハウスの養成部という独立した部門が養成を実施している。日本ライトハウスで行っている生活訓練施設の指導方法を教授するものだと理解されがちであるが、実際はそうではない。

各地の地域の環境、施設の状況、ケースの状態などは多様である。また、それに対処する指導者の考え方も、やはり多様である。だから、指導者の養成では、可能な限り普遍的で一般的な指導方法の教授、可能な限り多くの指導方法の提示、そして、その各々がどのような状況の時に適切なものかの教授を基本姿勢とする。ただし、指導例が必要なことは言うまでもなく、この養成課程での指導方法はその一つの例として提示される。

7）指導の基本的な考え方の教授

可能な限り普遍的で一般的な指導方法の教授を目標とするが、それと共に、そのいくつかの指導方法が存在する背景となる指導の基本的な考え方を教授することも大きな目標である。その基本的な考え方が理解できれば、指導者は、そのケースに適した指導方法が選択できるし、また、必要に応じて考案することもできるからである。

8）指導者・研究者の養成

視覚障害リハビリテーションの分野における研究は、まだまだ未知の部分が多く、研究機関も皆無に近い。だから、この分野の研究は、生活訓練指導者も実施していかなければならない。そのため、この指導者養成では、指導者としてだけでなく、研究者として必要な基礎的知識も指導する。

9）指導者養成の内容と構成（平成12年度まで）

(1)訓練と養成指導科目の関係（歩行養成の場合）

①指導方法に関する領域（どのように指導するのか：指導・訓練に必要な基礎知識1――関係科目：学習心理学

②指導内容に関する領域(何を指導するのか：指導･訓練に必要な基礎知識2――関係科目：認知心理学、心理・生理学概論、運動学

③指導対象に関する領域（だれに指導するのか、視覚障害とはどういうことか：指導・訓練に必要な基礎知識3、視覚障害リハビリテーションの内容）――関係科目：視覚障害リハビリテーション論、生活訓練論、眼科学、心

理・生理学概論

④①～③の総合的領域、あるいは関連する領域（視覚障害リハビリテーションの内容）――関係科目：視覚障害リハビリテーションセミナー、歩行訓練基礎論、弱視者訓練論、訓練応用論、歩行環境論、歩行地図論、自主研究

⑤指導の実践に関する領域――体験的理解：歩行実技、指導の実践体験：基礎実習、施設実習

(2)視覚障害リハビリテーションにおける歩行養成とリハ養成で養成（指導）する分野（＝＝は詳細に指導、＿＿は概略を指導、＿＿は指導済み・復習を示す）

①歩行養成

指導・訓練に必要な基礎知識

視覚障害リハビリテーションの内容

心理リハビリテーションの内容

社会リハビリテーション（生活訓練）の内容と指導

歩行、コミュニケーション、日常生活動作、弱視眼鏡、スポーツ

職業リハビリテーション

②リハ養成

指導・訓練に必要な基礎知識

視覚障害リハビリテーションの内容

心理リハビリテーションの内容

社会リハビリテーション（生活訓練）の内容と指導

歩行、コミュニケーション、日常生活動作、弱視眼鏡、スポーツ

職業リハビリテーション

③教育研修

指導・訓練に必要な基礎知識

視覚障害リハビリテーションの内容

心理リハビリテーションの内容

社会リハビリテーション（生活訓練）の内容と指導

歩行、コミュニケーション、日常生活動作、弱視眼鏡、スポーツ

職業リハビリテーション

Ⅵ. 指導者養成２年課程の概要

視覚障害児・者の重複化・重度化、平成15年度から実施される社会福祉基礎構造改革等の現状に鑑み、日本ライトハウスの内外から指導者養成の２年課程への移行が検討され、厚生省との協議により、冒頭で述べたように、平成13年度から、平成12年度まで実施していた歩行養成（厚生省委託歩行指導者養成課程）とリハ養成（厚生省委託リハビリテーション指導者養成課程）の２つの半年ずつで実施していた課程を統合し、内容・方法を改編して新たに２年課程として実施することになった。

この新課程に際して、日本ライトハウスは、視覚障害リハビリテーション施設等の職員を対象に養成を実施してきた経緯から、その職員には特別措置を設けている。

1. 実施について

(1) 名称――視覚障害生活訓練等指導者養成課程（厚生省助成事業）

平成13年度は第31期となる。また、厚生省は、人材育成・確保に係る施策を一元的に行うこととし、その中心的機関として社会福祉・医療事業団を位置づけることにしたため、この指導者養成は「厚生省委託」から「厚生省助成事業」となる。

(2) 主催――社会福祉法人日本ライトハウス（養成部）

助成――厚生省

(3) 目的

視覚障害リハビリテーションに関する知識、及び生活訓練（歩行、コミュニケーション、日常生活動作など）等指導者として必要な知識・指導技術等を学習する。

(4) 期間――２か年

実施期間：１年前期；平成13年４月10日（火）～９月28日（金）

（この間に約２週間程度の夏季休暇がある）

：1年後期；平成13年10月10日（火）～平成14年3月20日（水）
（この間に約2週間程度の冬季休暇がある）
：2年　　；平成14年4月～平成15年3月

2. 施設職員に対する特別措置

視覚障害リハビリテーション関係等の施設職員（盲学校を含む）、及び第30期（平成12年度）までの歩行養成修了者に対して、以下のような特別措置がある。

(1)1年前期と後期の分割履修（受講）

視覚障害リハビリテーション関係等の施設職員は、1年前期を修了後、同年に1年後期を履修（受講）せず、翌年以降にあらためて履修（受講）することができる。

(2)2年時における通信教育・分割履修（受講）

1年前後期を修了した者は2年時の授業を通信で履修（受講）することができる。さらに、その2年時を2年前期、翌年以降に同後期と2回にわけて履修（受講）することもできる。

(3)通信教育期間中のスクーリング

通信教育の期間中に前後期共に約1～2週間程度、日本ライトハウスにおいて授業（スクーリング）がある。

(4)各期の主な学習内容

①1年前期

視覚障害リハビリテーションの基礎、生活訓練の中の歩行訓練の指導法

②1年後期

視覚障害リハビリテーションの応用1、生活訓練の中のコミュニケーション訓練・日常生活動作訓練・スポーツ訓練・弱視者訓練等の指導法

③2年前期

施設実習（生活訓練全般）

④2年後期

視覚障害リハビリテーションの応用2、研究論文

(5)修了証書

1年前期、同後期、2年前期、同後期の4つの各期を修了した者には、各期毎に修了証書を授与し、4期すべてを修了した者にはあらためて2年課程の修了証書を授与する。

(6)歩行養成は1年前期に相当

第30期までの歩行養成修了者は1年前期を修了した者とするので、1年後期から2年後期までを順次、履修（受講）することができる。

(7)歩行養成・リハ養成修了者

歩行養成・リハ養成修了者は1年課程（旧課程）での全課程を修了しているとみなす。

(8)施設職員以外の者

視覚障害リハビリテーション関係等の職員、及び第30期までの歩行養成修了者以外の者は2か年を通して、日本ライトハウスにおいて履修（受講）しなければならない。

3.応募資格

(1)本養成課程を積極的に受講しようという意欲のある者

(2)人格的に指導者として適している者

(3)4年制大学卒業以上で大学教養課程程度の英語・心理学等の知識を有している者

視覚障害リハビリテーション関係等の施設で2年以上の実務経験のある短大等（それに準ずる専門学校）卒業者で大学教養課程程度の英語・心理学等の知識を有している者（大学成績証明書添付）

(4)両眼で矯正視力が0.8以上で視野に支障のない者（眼科診断書添付）

(5)心身共に健康な者（健康診断書添付）

(6)可能ならば35歳までの者

参考文献

芝田裕一　1997　巻頭言ー視覚障害者のディスアビリティー(2)ー．視覚障害リハビリテーション，46，3-4.

芝田裕一 2000 視覚障害者のリハビリテーションと生活訓練ー指導者養成用テキストー．日本ライトハウス養成部．

＜日本ライトハウス養成部からのお知らせ＞

平成13年度視覚障害生活訓練等指導者養成課程（第31期、厚生省助成事業）の要綱の請求等について

(1)要綱の請求

受講を希望する場合は、140円の切手を貼り、そちらの住所・氏名を記入した返信用A4サイズの封筒を同封の上、願書提出先(以下)にお送り下さい。要綱・受講願書等を送付いたします。

(2)願書提出先（連絡先）

〒538-0042 大阪市鶴見区今津中2－4－37

日本ライトハウス養成部　(TEL 06-6961-5521)

(3)応募締め切り

平成13年1月31日（必着）

なお、電話、FAXによる応募は受けつけません。

≪インフォメーション3　情報機器≫

＜Windows音声化ソフト＞

PC-Talker Ver.4.0

「WORD2000」「EXCEL2000」「インターネットエクスプローラー5(以上)」に対応、価格・38,000円、対応機種・DOS/V互換機、PC-9821シリーズ（ただし、Windows Meは本シリーズには対応していない)、対応ＯＳ・Windows 98・Windows SE・Windows Me（Windows 95には対応していない)、販売元・高知システム開発株式会社（088-873-6500)

＜電子メールソフト＞

ユニメール

相手と自分の声の切り替えが可能、拡大、反転可、価格・18,000円、対応機種・Windows対応パソコン、対応ＯＳ・Windows 95及びWindows 98、販売元・アメディア（03-5286-7511)